

重要事項確認書兼同意書

重要事項

◆申込み全般	
1	申込みの内容が事実と異なる場合、申込み、認定及び内定を取り消す場合があります。
2	通知書等の宛名は原則として世帯主名となります。
3	保育時間は勤務時間及び通勤時間となります。
4	入所できなかった場合の通知は、希望する最初の月の一度だけです。
5	延長保育は、入所(転所)内定後に別にお申込みが必要です。延長保育にも定員があるため、希望者全員が利用できるとは限りません。
6	4月(一次)転所を希望された方は、転所が内定した場合、内定を辞退して転所前の認可保育施設に通うことはできません。
7	保育施設では専門的、個別の訓練や医療行為(治療等)を原則行っていません。 お子様に持病や障害がある場合は、「集団保育が可能であること」が明記された医師の診断書が必要です。 また、保育施設の施設・環境はそれぞれ異なるため、お申込みされる前にお子様を連れて保育施設に見学に行き、お子様の状況について各保育施設にご相談ください。内定後の面接で集団保育可能と認められないときは、内定が取り消されます。
◆申込みに必要な書類	
8	提出された書類は返却できません。
9	選考は、申込締切日までに到着している書類のみで行われます。締切日を過ぎて到着した書類は、次回の選考から反映されます。なお、基準指数、調整指数、優先順位は、いずれも各月の締切日時点の状況に基づき適用します。
10	各証明書類は、証明日が申込締切日から3か月以内のものが有効です。在園児がいる等で既に提出している場合も、直近の状況確認のために再度提出が必要です。
11	認可保育施設利用申込み後、出産等により家庭状況に変更があった場合は、必ず入園係へご連絡ください。追加提出が必要な書類をお知らせします。
12	認可保育施設利用申込み後、育児休業を延長した場合は、必ず育児休業証明書を提出してください。提出がなく、各月の締切日時点で育児休業中であることが確認できない場合、調整指数は適用されません。
13	お子様、または同居親族(保護者含む)が障害者手帳等をお持ちの場合は手帳等のコピーを提出してください。
14	ひとり親家庭等に該当する方は、保護者の「不存在」を証明する書類が必要です。提出がない場合は不存在として扱われず、ひとり親家庭の調整指数も適用されません。なお、親族等が同居、または近隣に居住している場合は別途、必要な書類があります(「保育施設利用申込みのご案内」の7～8ページ参照)。
15	申込児童を認可外保育室等に月極契約で月48時間以上預けている方は、保育施設受託証明書を提出してください。提出がない場合、調整指数は適用されません。
16	親族に限らず、19歳～64歳(平成31年4月1日時点の年齢)の方と同居している場合は、当該同居者が申込児童を保育できないことがわかる書類を提出してください(「保育施設利用申込みのご案内」8ページ参照)。提出がない場合、調整指数が適用され減点となります。
◆入所後の書類提出(提出がない場合は、退所になる可能性があります。)	
17	育児休業中の方は、お子様が入所した日の翌月1日までに職場に復帰し、復帰後すみやかに復職証明書を提出してください。提出されない場合は、退所になる可能性があります。
18	就労内定の方は、入所日から1か月以内に、求職中の方は、入所日から3か月以内に働き始め在職証明書(就労状況申告書)を提出してください。提出されない場合は、退所になる可能性があります。
◆希望施設の確認	
19	江東橋保育園分園、横川さくら保育園立花分園、保育ママ及び小規模保育所(キャリー保育園東向島は除く)では、障害をお持ちのお子様はお預かりできません。
20	横川さくら保育園、保育ママ及び小規模保育所は0～2歳児の、横川さくら保育園立花分園は1～2歳児の保育施設です。3歳クラスから他の保育施設へ転所申込みが必要となります。 わらべみどり保育園向島分園は0～3歳児の保育園です。4歳クラスから他の保育施設へ転所申込みが必要です。 いずれも卒園時の選考の際は調整指数の加算がありますが、必ずしも希望施設に転所できるとは限りません。

裏面に続きます

重要事項

◆支給認定

21	認定及び保育の利用基準に該当しないため、希望する認定が受けられない場合があります。
22	「支給認定」は保育の必要性の有無を判定するもので、認可保育施設への入所をお約束するものではありません。認定されても、入所希望者が多数の場合は選考の結果、希望する施設に入所できない場合があります。
23	支給認定に関する審査結果について、申請が集中し審査に時間を要する時期は、申請後30日を超える場合があります。
24	認定後、施設を利用する必要がなくなった場合や、認定内容(家庭状況、勤務状況等)に変更がある場合は区に届け出てください。
25	墨田区から転出した場合は、認定が取り消されたものとみなします。

◆個人情報

26	児童扶養手当の受給状況について、墨田区が保有する情報で確認することがあります。
27	入所予定保育施設の決定にあたり、申込書と添付書類に記載されている事項を墨田区福祉事務所から当該保育施設に通知します。
28	転所及び卒園する際に、転所先の保育施設、小学校及び学童クラブに児童の育成状況など個人情報を提供することがあります。
29	延長保育の利用を希望する場合は、延長保育料を算定することを目的として、墨田区福祉事務所が保有する当該児童の保育料に係る情報を、墨田区福祉事務所から延長保育の実施を申請する保育施設に通知します。
30	支給認定や選考等にあたり、墨田区が保有する住民基本台帳及び本籍地等の戸籍情報で確認します。また、その情報に基づき決定した内容について、保育施設等に対して提示します。
31	支給認定や保育料算定等を目的として、課税状況等を墨田区が保有する情報で確認します。また、その決定内容について墨田区福祉事務所から当該保育施設に通知します。なお、墨田区に住民票がない等の理由で墨田区に情報がない場合は、個人番号を利用して確認します。

◆保育料

32	標準時間保育と短時間保育の保育料は異なります。
33	保育料は、前期(4～8月分)と後期(9～3月分)の2回決定されます。
34	保育料は、平成30年度及び31年度の住民税課税額で決定します。住民税課税額が確認できない場合は、D23階層(最高額)で決定されます。住民税の申告がお済みでない方は、すみやかに申告を行ってください。
35	保育料は、毎月末日が納期限です。保育料の滞納がある場合、保育施設を通じて督促状や催告書を配付する場合があります。また、滞納があると入所選考の際、不利になる場合があります。
36	過誤納に係る還付金は、未払の保育料がある場合はその支払に充てる場合があります。また、未払分の保育料について墨田区が支給する児童手当から徴収する場合があります。
37	婚姻歴のないひとり親家庭の方は保育料が減額になる場合がありますので、子ども施設課入園係までご相談ください。

以上、すべての重要事項について、確認・同意しました。

年 月 日 保護者氏名(自署)